

霧島市景観条例の一部改正について

霧島市景観条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市景観条例の一部を改正する条例

霧島市景観条例（平成24年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
高さが10メートルを超えるもの
」を「
高さが10メートルを超えるもの又は
太陽光発電設備を設置する事業に係
る一団の土地の面積の合計が5,000
平方メートル以上のもの
」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の霧島市景観条例の規定は、平成29年5月1日以後に着手する景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2号に掲げる行為について適用し、同日前に着手した同項同号に掲げる行為については、なお従前の例による。

(提案理由)

急増する太陽光発電設備の設置に対し景観への配慮を促し、もって本市における良好な景観の保全・育成に取り組むため、本条例の所要の改正をしようとするものである。